

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉村町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県玉村町長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格得喪や変更等の管理、資格確認書・資格情報のお知らせ、限度額認定証など各種証明書の発行、レセプトのチェック及び管理、高額療養費を始めとする療養費などの各種給付、統計処理などを行う。 ・オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務を行う。 ・申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。
③システムの名称	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム(ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(国民健康保険に関する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条(オンライン資格確認業務) ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	(情報照会) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づく第2条の表48、69、70、71の項(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づく第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項(オンライン資格確認業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 住民課 国民健康保険係 電話:0270-64-7702
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 住民課 国民健康保険係 電話:0270-64-7702
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1,000人以上1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びID・パスワードによる2要素認証によって限定しており、更新・照会できる事務の範囲についても権限を個別に設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月29日	システムの名称	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	・システム1 国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ・システム2 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される。		
平成29年3月29日	評価対象事務対象人数の時点	平成29年1月1日 時点	平成29年3月1日 時点		
平成29年3月29日	取扱者数の時点	平成29年1月1日 時点	平成29年3月1日 時点		
令和1年6月28日	IV		新たに追加された評価項目(1. 提供する特定情報保護評価書の種類～9. 従業員に対する教育・啓発)のリスクに対する措置について、実施状況を記載	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載
令和1年6月28日	評価対象事務対象人数の時点	平成29年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点		
令和1年6月28日	取扱者数の時点	平成29年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点		
令和5年10月25日	I-1②	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格得喪や被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、限度額認定証など各種証明書の発行、高額療養費を始めとする療養費などの各種給付、統計処理などを行う。	・国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格得喪や被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、限度額認定証など各種証明書の発行、高額療養費を始めとする療養費などの各種給付、統計処理などを行う。 ・オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務を行う。 ・申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。	事前	
令和5年10月25日	I-1③	・システム1 国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ・システム2 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される。	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年10月25日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一項番30	(国民健康保険に関する事務) ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 (オンライン資格確認業務) ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和5年10月25日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二 情報提供 項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 83, 106 情報照会 項番42, 43, 44, 45	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二 27, 42, 43, 44, 45の項 (オンライン資格確認業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和5年10月25日	II-1, 2	令和1年6月1日 時点	令和5年10月25日 時点		
令和8年2月18日	I-1②	・国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格得喪や被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、限度額認定証など各種証明書の発行、高額療養費を始めとする療養費などの各種給付、統計処理などを行う。 ・オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務を行う。 ・申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。	・国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格得喪や変更等の管理、被保険者証(資格確認書・資格情報のお知らせ)、限度額認定証など各種証明書の発行、レセプトのチェック及び管理、高額療養費を始めとする療養費などの各種給付、統計処理などを行う。 ・オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務を行う。 ・申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。	事後	
令和8年2月18日	I-2	資格管理ファイル	資格管理ファイル、給付管理ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	I-3	(国民健康保険に関する事務) ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 (オンライン資格確認業務) ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(国民健康保険に関する事務) ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 (オンライン資格確認業務) ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年2月18日	I-4②	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二27、42、43、44、45の項 (オンライン資格確認業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づく第2条の表48、69、70、71の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づく第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年2月18日	I-1③	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー等	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者システム、国保給付管理システム(ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置される国保総合PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	ガバメントクラウド移行に伴う評価の再実施
令和8年2月18日	II-1、2	令和5年10月25日	令和8年2月1日		
令和8年2月18日	IV-8人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		基幹システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びID・パスワードによる2要素認証によって限定しており、更新・照会できる事務の範囲についても権限を個別に設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への項目追加